

## 令和元年度 第1回 環境審議会

- 日 時 令和元年 5月 21日 (火) 13時30分から15時30分
- 場 所 石狩市役所5階 第一委員会室
- 議 題 1) 風力発電事業環境影響評価 (自主アセス) の実施について (報告)

### ○出席者 (敬称略)

#### 環境審議会委員

会 長	菅澤 紀生	副会長	高橋 英明
委 員	長谷川 理	委 員	浜尾 和美
委 員	加藤 光治	委 員	尾形 優子
委 員	牧野 勉		

#### 事務局

環境市民部長	新岡 研一郎	環境政策課長	飛鳥 謙一
環境保全課長	宮原 和智	環境政策担当主査	加藤 友紀
環境保全担当主査	矢野 淳司	自然保護担当主査	菊池 拓
環境政策担当主事	中村 洸太		

- 傍聴者数 8名

**【事務局 飛鳥課長】**

それでは、定刻となりましたので会議を始めさせていただきたいと思います。本日出席予定の長谷川委員につきましては、こちらに向かっている途中ですが、多少遅れるというご連絡が入っていましたので、皆様の方にご報告させていただきます。

本日は、皆様ご多忙のところ、令和最初となる石狩市環境審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局の環境政策課長、飛鳥でございます。本日はよろしく願いいたします。

本日の審議会の開催に先立ちまして、本年4月の人事異動により、一部担当職員の異動がありましたことから、環境市民部長の新岡より、改めてご紹介させていただきます。

**【事務局 新岡部長】**

環境市民部長の新岡でございます。市の人事異動がありましたので、担当職員を紹介させていただきます。

まず、当審議会の事務局を担当いたします、環境政策課長の飛鳥です。

**【事務局 飛鳥課長】**

環境政策課の飛鳥です。よろしく願いいたします。

**【事務局 新岡部長】**

続きまして、環境政策担当主査の加藤です。

**【事務局 加藤主査】**

加藤です。よろしく願いいたします。

**【事務局 新岡部長】**

同じく主事の中村です。

**【事務局 中村主事】**

中村です。よろしく願いいたします。

**【事務局 新岡部長】**

続きまして、本日の案件の担当部局であります、環境保全課長の宮原です。

**【事務局 宮原課長】**

環境保全課の宮原です。よろしく願いいたします。

【事務局 新岡部長】

環境保全担当主査の矢野です。

【事務局 矢野主査】

矢野です。よろしくお願いいたします。

【事務局 新岡部長】

自然保護担当主査の菊池です。

【事務局 菊池主査】

菊池です。よろしくお願いいたします。

【事務局 新岡部長】

以上、よろしくお願いいたします。

【事務局 飛鳥課長】

本日の議題は、議事次第に記載のとおり、「風力発電事業環境影響評価（自主アセス）の実施について（報告）」の説明を受け、ご協議いただきます。

今回ご報告いただく風力発電4事業につきましては、出力規模から、法アセス及び道条例アセスには該当いたしません。各事業者がそれぞれ自主的にJWPA（一般社団法人日本風力発電協会）の環境アセスメントガイドに則り環境影響評価を実施していることから、自主アセスの手続き上では、市の意見を聞く項目等はございません。各事業者様のご協力のもと、本審議会において事業計画の報告をしていただき、市民等への情報公開に努めるとともに、審議会委員の皆様のご意見を踏まえ、最大限環境影響への配慮をしていただくことを目的とし、本日の審議会の案件とさせていただきます。

配布資料につきましては、審議会に先立ち送付しております「議事次第」、「環境影響評価書」4冊、これらに加えまして、本日机上に配付しております資料1「環境影響評価対象事業及び適用法令等」、資料2「JWPA小規模風力発電事業のアセスメントガイドによる環境影響評価手続きフロー」、資料3「令和元年度第1回環境審議会に係る風力発電事業概要一覧表」、資料4「風力発電所位置図」。また、本審議会に出席を予定されていましたが氏家委員が急なご予定により欠席となりましたが、牧野委員が本日、出席いただけることとなりましたので、差替え資料といたしまして、審議会の座席表を新たに配付させていただきます。併せまして、「石狩市環境白書'18」についても配付しておりますので、ご査収ください。

本日の審議会の進行につきましては、はじめに市から自主アセスの位置付けやフロー、そして一覧表により各事業概要についてご説明させていただきます。その後、「(仮称)石狩望来風力発電事業」、「(仮称)石狩放水路風力発電事業」、「(仮称)ZED石狩発電設備」、「(仮

称)石狩発電所(風力発電事業)」の順番で事業ごとに補足説明及び委員等からの質疑応答を各事業20分程度予定しております。

本日は議題に係る関係説明員として、各事業者様にもお越しいただいておりますので、ここで紹介させていただきます。

まず、(仮称)石狩望来風力発電事業から望来古平風力発電株式会社 事業部 村井 雄大様。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

村井です。よろしくお願いいたします。

**【事務局 飛鳥課長】**

株式会社建設環境研究所 主査研究員 石綿 恒 様。

**【株式会社建設環境研究所 石綿氏】**

石綿です。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局 飛鳥課長】**

(仮称)石狩放水路風力発電事業から株式会社市民風力発電 奥田 耕三 様。

**【株式会社市民風力発電 奥田氏】**

奥田と申します。よろしくお願いいたします。

**【事務局 飛鳥課長】**

NPO法人北海道グリーンファンド 小林 ユミ 様。

**【NPO法人北海道グリーンファンド 小林氏】**

小林です。よろしくお願いいたします。

**【事務局 飛鳥課長】**

一般財団法人日本気象協会 魚崎 耕平 様。

**【一般財団法人日本気象協会 魚崎氏】**

魚崎です。よろしくお願いいたします。

**【事務局 飛鳥課長】**

なお、魚崎 様につきましては、このあとご説明いたします(仮称)石狩発電所(風力発

電所) もご担当されています。

3番目としまして、(仮称) ZED 石狩発電設備から京セラコミュニケーションシステム株式会社 環境エネルギー事業部 副事業部長 野田 治孝 様。

【京セラコミュニケーションシステム株式会社 野田氏】

野田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 飛鳥課長】

同じく、京セラコミュニケーションシステム株式会社 ZED 事業準備室 ZED 建設課 係責任者 井関 太郎 様。

【京セラコミュニケーションシステム株式会社 井関氏】

井関です。よろしくお願いいたします。

【事務局 飛鳥課長】

株式会社建設環境研究所 道路都市環境部兼札幌支店技術室 上席主査研究員 瀧本 育克 様。

【株式会社建設環境研究所 瀧本氏】

瀧本でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局 飛鳥課長】

株式会社建設環境研究所 道路都市環境部 研究員 坂崎 友美 様。

【株式会社建設環境研究所 坂崎氏】

坂崎です。よろしくお願いいたします。

【事務局 飛鳥課長】

(仮称) 石狩発電所(風力発電所) から、北海道ガス株式会社 経営企画部環境グループ マネージャー 新庄 博之 様。

【北海道ガス株式会社 新庄氏】

新庄と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局 飛鳥課長】

同じく、北海道ガス株式会社 経営企画部環境グループ 副課長 笠原 慎 様。

【北海道ガス株式会社 笠原氏】

笠原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局 飛鳥課長】

同じく、北海道ガス株式会社 経営企画部経営企画グループ 副課長 新屋敷 雅信 様。

【北海道ガス株式会社 新屋敷氏】

新屋敷と申します。よろしくお願ひします。

【事務局 飛鳥課長】

そして、先ほどもご紹介しました、一般財団法人日本気象協会 事業本部 参与 魚崎 耕平 様は、この石狩発電所もご担当されております。以上の皆様にお越しいただいております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、本日は石井委員、藤井委員、松島委員、氏家委員、丹野委員、森田委員から欠席のご連絡をいただいております。当審議会委員総数 13 名に対しまして、7 名のご出席をいただいておりますことから、過半数に達しており、石狩市環境審議会規則第 4 条第 3 項の規定によりまして、当審議会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、この先の議事につきましては、菅澤会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

【菅澤会長】

それでは、令和元年度第 1 回石狩市環境審議会を開会いたします。

早速ですが、議題に入りたいと思います。「風力発電事業環境影響評価（自主アセス）の実施について（報告）」を、事務局よりご説明願ひますが、ゾーニングの関係と今回の事業の位置関係も合わせて説明してください。

【事務局 中村主事】

それでは、はじめに環境影響評価に係る自主アセス手続きについて、ご説明いたします。

現在、地球温暖化という大きな環境問題を解決していくため、風力発電等の再生可能エネルギー施設の導入を国として促進しているところでございますが、立地場所や周囲の環境に何らかの影響を及ぼす可能性があることから、環境影響評価法等に基づき、事前に事業の実施による環境影響を予測・評価し、重大な環境影響の回避・低減を図ることとしております。

環境影響評価法等の適応範囲としましては、資料 1 をご覧ください。

風力発電所の計画に当たっては、出力 1 万 kW 以上であれば第 1 種事業として、必ず法アセス及び道条例の対象となります。

次に7,500kW以上1万kW未満であれば、事業ごとに法アセスにおける第2種事業として個別に判定し、著しい影響のおそれがあると判定された場合には、先ほど同様、法アセス及び道条例の対象となります。

また、著しい影響がないと判定された場合、あるいは、出力5,000kW以上7,500kW未満の場合は、次に道条例における第2種事業として個別判定を行い、環境影響評価が必要と判定された場合は道条例アセスが対象となります。

そして、更に出力が小さい1,000kW以上、5,000kW未満の計画は、一般社団法人日本風力発電協会が定める環境アセスメントガイドによる自主アセスの実施が推奨される規模であり、今回の環境審議会の案件となります4事業は、いずれも1,000kW以上、5,000kW未満でありますことから、本環境アセスメントガイドに則り、各事業者が環境影響評価を実施しているところでございます。

次に、JWPA自主アセス手続きのフローにつきまして、資料2をご覧ください。

法アセスや道条例アセスによると、事業計画の立案後、まず配慮書を作成いたしますが、自主アセスにおきましては、方法書から始まります。

本日の案件となります4事業のうち、(仮称)石狩望来風力発電事業につきましては、下方の赤点線の丸で囲んだ部分まで、そのほか3事業については、上方の赤点線の丸で囲んだ部分まで進んでおります。

また、JWPA自主アセスガイドの中では、手続き上、市が意見を正式に申し上げる場はございませんが、各事業者様によるご協力のもと、本審議会において事業計画の報告をしていただき、市民等への情報公開に努めるとともに、審議会委員の皆様のご意見を踏まえ、最大限環境影響への配慮をしていただくことを目的とし、本日の審議会の案件とさせていただきます。

次に、本案件に関する各事業の概要を資料3の「事業概要一覧表」を用いてご説明いたします。本一覧表は、各事業の出力や機器概要、工期、環境影響評価項目及び風力発電ゾーンニング計画におけるエリア評価について記載してございます。

左から順に、望来古平風力発電株式会社様による(仮称)石狩望来風力発電事業、次に株式会社市民風力発電様による(仮称)石狩放水路風力発電事業、次に京セラコミュニケーションシステム株式会社様による(仮称)ZED石狩発電設備、最後に、一番右に北海道ガス株式会社様による(仮称)石狩発電所(風力発電事業)となっております。

各事業の進捗状況としましては、先ほどフローの説明で申し上げたとおり、(仮称)望来風力発電事業が準備書段階であり、そのほかの事業は方法書段階となっております。

機器概要としましては、記載のとおりでございます。

次に実施区域につきましては、資料4をご覧ください。こちらでは各事業計画と既存・計画風の位置関係を示しております。青色の丸は既設風車を示し、黄色の丸は建設あるいは計画中の風車を示しております。そして、本審議会に係る各事業計画位置は赤枠のオレンジの塗潰しで示してございます。本資料においてざっくりとした位置関係をご確認いた

だきたいと思います。

資料3に戻っていただき、次に環境影響評価を行う項目につきましてご説明させていただきます。こちらでは選定の有無とその理由について記載しております。

各事業において、評価する項目は、基本的には同じとなっておりますが、一点、電波障害については、(仮称)望来風力発電事業及び(仮称)ZED 石狩発電設備では選定していることに対し、(仮称)石狩放水路風力発電事業及び(仮称)石狩発電所(風力発電事業)では、近傍で稼働している石狩コミュニティウインドファーム事業の環境影響評価書による調査結果を基に、風力発電機の設置による影響が予測されないとし、非選定となっております。

なお、そのほか各種評価項目に係る具体的な調査手法等につきましては、環境影響評価図書よりお読み取りいただきたく存じます。

最後に、各事業の風力発電ゾーニング計画の位置付けとしまして、エリア評価と該当レイヤーを示しております。

資料をご覧くださいますと、3事業は調整A、(仮称)ZED 石狩発電設備は環境保全エリアとなっております。しかしながら、(仮称)ZED 石狩発電設備に関しまして、平成27年度国勢調査を用いて作成した住居に係るレイヤーにより、800m圏内に住居があることから、環境保全エリアとなっておりますが、実際に現地を確認いたしますと、現在は居住者がいないことから、本配慮事項は該当しないため、実質は調整Aエリアと同じ取り扱いであると考えております。

なお、そのほかの事業においても、該当する調整レイヤーにつきましては記載のとおりであり、各事業の実施に当たっては最大限配慮いただきながら事業を進めていただくことを求めてまいります。以上で市からの説明を終わります。

#### 【菅澤会長】

少し先走るようですが、望来風力発電事業の資料の91ページを見ますと、非常に住居が近いように見える地図がありますが、今のゾーニングとの関係では環境保全エリアにならないのでしょうか。

#### 【事務局 中村主事】

1,200mの範囲内には入っているので調整エリアには該当しますが、800m以内には入っておりません。

#### 【菅澤会長】

これは住居等となっているので、住居ではないということでしょうか。91ページの紫色の表示が250mのところにあります。これはあとで確認します。

では、各事業20分程度で、補足説明と質疑応答をしていただきたいと思います。初めに、少し指摘しましたが、「(仮称)石狩望来風力発電事業」について望来古平風力発電株式会社

様より、お願いします。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

望来古平風力発電の村井と申します。本日は風力発電事業、4案件同時審議ということから、時間に限りがあると思いますので、早速ですが、事業の説明に移らせていただきたいと存じます。

また、事業の一般的な概要については私の方から、環境調査、予測評価等につきましては、アセスを実施していただいております、建設環境研究所さんの方からご説明させていただきます。

まずは私どもの準備書の4ページからです。事業の発電出力並びに設置基数につきましては、冒頭の石狩市様からのご説明のとおりとなっております、対象事業実施区域の面積といたしましては約25.7haとなっております。また、事業に係る改変面積につきましては、約1.4haであり、内訳としては、風力発電機に関わる部分が0.7ha、管理用道路に関わる部分が0.7haと想定しております。

次に、6ページと7ページでは、対象事業実施区域の位置が図示されております。赤色で囲った部分が、現時点での事業実施区域となっております、黒色の点線が方法書段階における事業実施区域となっております。

準備書段階で、事業実施区域を西側にずらした経緯といたしましては、現地調査の結果、事業実施区域内にてハイタカの営巣が確認されたため、それらの影響を回避、低減するためです。

次に、11ページは、改変区域の詳細が図示されております。茶色で塗られた箇所が切土、緑が盛土、ピンクが風車建設を行うためのヤードとなっております。

12ページは、緑化について記載させていただいております。改変面積の0.7haは建設工事後に緑化を計画しており、用地管理者や専門家等との協議を行い、植生の早期回復や安全性の確保など、適切な手法について検討し、緑化に努めてまいります。

次に風力発電機の運搬路についてご説明いたします。15ページに走行ルートが図示されております。現在のところ、石狩湾新港で風車の部材を水切り後、市道を通り、国道231号線を北上し、道道81号線を経由して道道527号線に入り、事業実施区域まで向かうルートで検討しております。こちらも方法書段階で想定していたルートと異なっておりますが、その経緯といたしましては、輸送の調査の結果、現在の計画の方が周辺環境における影響が少ないということが判明したためということです。

次に残土及び産業廃棄物について、ご説明いたします。17ページの表2.2-4に工事における計画土量が記されております。現在の想定では、発生した掘削土につきましては、対象事業実施区域内で盛土等に再利用し、残土を発生させない計画となっております。また、産業廃棄物につきましても、中間処理施設等で再利用することを前提とし、最終処分を行わない方向で検討しております。

次に 19 ページ、風力発電機の諸元についてご説明いたします。発電機出力は 3,200kW、ブレードは 3 枚、ローター径は 103m、ハブ高は 85m から 98.3m、最高到達点は 136.5m から 149.8m となっております。こちら方法書段階で記載していたものから変更となっておりますが、経緯といたしましては、風車メーカーの事情により、方法書段階で想定しておりました風車が使用できなくなったためです。また、総出力につきましては出力抑制を行うこととし、4,999kW に抑制することといたしております。

【菅澤会長】

すみません。説明の途中ですが、これは出力を抑制することで、道アセスは該当しないということに通っているのですか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

はい、出力抑制ということに通っております。

【菅澤会長】

道の方はアセス不要と判断しているということですか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

はい、左様でございます。

【菅澤会長】

わかりました。途中ですみません。

【望来古平風力発電株式会社 村井氏】

事業概要については以上でございます。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

それでは、環境影響評価の説明をいたします。建設環境研究所の石綿と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず項目ですが、150 ページです。この丸と二重丸の違いにつきましては、丸は方法書段階から選定していたもの、二重丸は先般の方法書のときの審議会におけるご指摘と、住民の意見等を踏まえて追加した項目です。

早速ですが、まず騒音の結果につきまして、177 ページからです。調査地点、予測地点といたしましては、178 ページの青い点のお宅になります。調査結果としましては、186 ページに整理しております。表の見方としましては、表の 6.1-7(1) で、まず現況値が 43dB となっております。それから、風車の寄与値は、T1(少し住宅から離れたところ)、T2

(住宅に近いところ)、それぞれが 36dB、42db となっており、この合成値の寄与値が 43dB となりまして、合わせた予測値は 46dB となります。基準となる指針値が 48dB ですので、指針値との比較により、環境の基準を満たしているのではないかと考えております。従いまして、189 ページに、評価の結果ということで整理しておりますが、まず環境保全措置につきましては、風力発電機の適切な点検整備を実施し、性能維持に努めることで、騒音の原因となる異音等の発生を低減する。施設の稼働後に何らかの影響が生じたと判断された場合には、状況に応じた騒音の調査及び適切な対策を講じることとし、今現在は影響がないのではないかとということで評価しております。

次に、超低周波音につきましては 190 ページからになります。これも同じく、予測結果を 194 ページに整理しております。これは先ほどの騒音と同じ場所で測定しまして、まず現況値については昼間 60dB、夜間 51dB となっており、寄与値が 2 基合わせて 65dB、予測値が昼夜ともに 66dB となりまして、基準値が 100dB ですので、これについても、比較すると環境基準値は満たしていると考えております。

次のページ 196、197 ページに「建具のがたつきが始まるレベルとの比較結果」、同じく右のページに「圧迫感・振動感を感じる音圧レベルとの比較結果」ということで整理しておりますが、例えば、図 6. 2-3 「圧迫感を感じる音圧レベル」というところで見ますと、この黄緑の線の「気にならない」というところはいずれも 80Hz 以下になっておりますので、こちらについても、現時点では影響はないと考えております。

次に鳥類につきましては、199 ページからになります。調査項目としましては、鳥類相の状況ということで、一般鳥類の調査をしております。これはルートセンサス、ポイントセンサスという方法で調査しております。次に希少猛禽類調査につきましては、4月から7月まで毎月、1年間実施しております。渡り鳥につきましては春季、秋季と各2回ずつ、トータル4回調査を実施しております。

調査結果としましては 205 ページになります。これらの鳥類の調査で合計 80 種の鳥類が確認されています。このうち予測対象としましては、まず重要種、そして繁殖する希少猛禽類、渡り鳥という観点で予測評価を行っております。

210 ページに、まず 17 種の重要種を予測しております。渡り鳥につきましては 217 ページ以降に整理しております。218 ページを見ていただくと、まず春の渡りにつきましては 6. 3-7 (1)、秋の渡りにつきましては 6. 3-7 (2) に整理しております。春の渡りにつきましては、たくさん出ているのですが、渡り方向に指向性がございませんので、そういった意味では、218 ページの下に少し書かせていただいておりますが、「ハクチョウ類の大規模な休息地」ということで、こちらに比較的多く集まる傾向があります。そして、秋の渡りに関しましては、ほとんどこの辺りは通過しないということで、それほど影響はないのではないかと考えております。

繁殖する鳥類につきましては、先ほど事業実施区域が若干変更になったとお話しましたが、233 ページにハイタカの予測結果を整理しております。こちらは繁殖地保全の観点から、

本書では営巣地及び繁殖個体の確認位置は示しておりませんが、営巣木から直近の風車で310m 離れておりまして、一方で北海道の猛禽類ということで整理している文献を見ますと繁殖期の警戒範囲が100m ということですので、今回は310m を確保しておりますことから、こちらについても影響がないのではないかと考えております。

景観につきましては、282 ページに評価結果ということで整理しておりますが、そのほとんどが「輪郭がやっとわかる。」、「比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感を受けない。」といった程度で、大きな影響はないと考えておりますが、近傍民家からの見え方としては前ページの281 ページのとおりとなりますので、こちらにつきましては、風力発電機の周辺環境になじみやすいように、彩度を抑えた塗装をするなどとし、あとは緑化を行いまして、なるべく目立たないようにするという対策を取るため、大きな影響はないのではないかと考えております。

電波障害につきましては297 ページのとおり、今回の予測結果から大きな影響はないと判断されます。ただし、これらについては、稼動後に何らかの影響が生じた場合には、受信状況の確認調査など、適切な対策を講じることで対応していきたいと考えております。

シャドーフリッカーにつきましては、同様の対策といたしまして、311 ページの表6.6-6 で示したとおり、評価が丸のものは、ほとんど影響がないということで、特にこの「Release」というものが、現地の日照時間を加味した値となっており、いずれも評価としては丸ですので、大きな問題はないのではないかと考えています。

次に植物につきましては、320 ページ、321 ページです。重要種については3種確認されていますが、こちらについては改変区域外に生息しており、実際に生息地域が改変されるわけではないので、大きな影響はないのではないかと考えております。駆け足で掻い摘んで説明いたしましたが、以上となります。

**【菅澤会長】**

はい、ありがとうございます。やはり近傍民家はあるのではありませんか。ゾーニングとの関係では、御社では何か事前確認をされましたか。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

この250m の距離の民家は焼肉屋さんでして、ここで焼肉屋を営業されています。ただ、そうは言ってもゾーニングの絡みなどからすると、風車からの離隔が近いというところとして、それらにつきましては、住民説明会、並びに個別の説明もさせていただいており、言い方が適切かどうかわかりませんが、一定のご理解はいただけていると考えております。

**【菅澤会長】**

250m のところが焼肉屋さんということですが、91 ページの図にあります、630m の地点は民家ですか。営業ですか。

【望来古平風力発電株式会社 村井氏】

630m の場所につきましては、採石場となっております。

【菅澤会長】

では 820m、830m のところはどうでしょうか。

【望来古平風力発電株式会社 村井氏】

820m、830m のところにつきましては、住居となっておりますが、住民説明会等々の説明によって、そういった配慮はさせていただいていると考えております。

【菅澤会長】

配慮というのは何でしょうか。良いですよという承諾のようなものを何かもらっている、あるいは何か補償をして、それで合意をしているなどですか。例えば、お金を払っているなど、そのようなことでしょうか。

【望来古平風力発電株式会社 村井氏】

いえ、そういったことではありません。例えば、書面でそういったものを締結したなどということではありませんが、何か影響があったときには適切な対策を講じるということで配慮させていただいていると考えております。

【菅澤会長】

178 ページの S E - 1 は調査地点のようですが、ここも 177 ページに近傍居住宅と書いてあります。これと 91 ページの図はどのような関係になりますか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

丁度 91 ページの 250m の距離の住宅と 178 ページの S E - 1 が同じ住宅になります。

【菅澤会長】

では、その風車のサイトから測ると 420m で、この赤い円から測ると 250m という意味ですね。それでは、177 ページで近傍居住宅と書いてあるが、焼肉屋の営業をしているだけで、ここには住んではないということですか。

【望来古平風力発電株式会社 村井氏】

居住されている方の住所地が、この焼肉屋にはなっていない。ただ、毎年なのか、毎日なのかはわかりませんが、寝泊りすることはあると聞いております。

【菅澤会長】

それでは、環境影響評価としては住居と考えた方が良いですかね。

あと少し私の方から先に質問させていただきますが、先ほど超低周波音の説明で、基準値という言葉が使われたと思います。

【望来古平風力発電株式会社 村井氏】

はい、194 ページのところですね。

【菅澤会長】

194 ページの超低周波音を感じる最小音圧レベル 100dB について、基準値という言葉が使われたと思いますが、基準値と言うと規制基準に聞こえるのですが、そうではないですよ。

【望来古平風力発電株式会社 村井氏】

はい、そうではないです。あくまでも指針的な値です。

【菅澤会長】

参考にする値を 100dB とすると、大分下回っていますというご説明ですね。

【望来古平風力発電株式会社 村井氏】

はい。

【菅澤会長】

従前、このゾーニングも、ほぼ似たようなメンバーで検討しておりましたが、この超低周波というものはよくわからないものですよね。わからないので、なるべく話しながら、且つ営業の自由とのせめぎ合いでゾーニングをしようということで、科学的な根拠がどこまであるのかも、両方の立場の話を聞いても結局よくわからないが、未だ科学的に解明されておらず、予測不可能な点があることと、他方で被害が全国的にも、あるいは世界的にも報告されているということから、800m というところに一つラインを引きました。我々としては、この審議会でも何度も法定アセスや自主アセスについて審議していますが、非常に離隔距離が近いと感じます。これについては、近いが予測値は 66dB ということで、よく言われている値より御社が導入予定の風車は特別出力が小さいなど、そのようなことで低く予想されているのでしょうか。その点はどのようにお考えですか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

そうですね。こう言うのは何ですが、人によって感じ方が違うなどということもございます。ですから、仮にこの近くのお宅などから、例えば、うるさいなどという苦情があれば、

再度調査して適切な対策を講じていきたいとは考えております。

**【菅澤会長】**

最後に私の方から一点。やはり先ほどの4,999kWに出力抑制し、道アセスに掛からないようにして通しますということは、規制的には非常に危ういと言いますか、私の経験だと、よくある事例として「ぎりぎりマンション」があります。これは10mぎりぎりの高さでマンションを建て、日照の規制や日影規制を受けないが、10mの建物も9.999mの建物も、同じ影を及ぼすので、行政的には考えなくても良いとなりますが、民事的には賠償の対象になりますというものです。この4,999kWに出力を抑えるからアセスはいりませんということは、行政マンとしてはそう言われたら仕方がないというところだと思いますが、実態としては、本当に4,999kWで運転していくのだろうか。間違っても1kW上がらないかなど、非常に危ういというところですが、これは道アセスに掛かると手続き的には大分変わるのですか。

**【株式会社建設環境研究所 石綿氏】**

あと一点、もう少し補足させていただきますと、予測のこの式を見ていただくとわかると思いますが、一応それぞれの機種での最大値で予測はしております。ですから、ある意味寄与値はこれがマックスになります。

**【菅澤会長】**

誤って大きく運転してしまっても、予測値は超えないということですね。

**【株式会社建設環境研究所 石綿氏】**

そうです。

**【菅澤会長】**

先ほどの質問ですが、アセスになると、やはり手続き的には大分負担が大きくなるのでしょうか。自主アセスと道アセス、もちろん違うことはわかります。自主アセスはこうですという説明が先ほど事務局からありましたが、事業者さんとしては道アセスになってしまったら、更にこのような手続きが増え、何年掛かる、何億円掛かるなどということであれば、やむを得ませんが、あまり変わらないのであれば、道アセスをやってしまった方が良いのではないかという気もしますが、ご検討状況はどうだったのでしょうか。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

確かにアセスのやり直しというところで、検討するとなりますと、初めからと言いますか、自主アセスという扱いから、条例アセスという扱いになりますので、私どもは準備書段階まで来ておりますが、配慮書ないし方法書からのやり直しということになると思います。そう

なってきましたと、今までやってきた調査の内容や計画してきたものが、すべて一からとなつてしまいます。

**【菅澤会長】**

白紙からとなると非常に負担になるでしょう。そうではなくて、道アセスだと、自主アセスと比べてあとどれくらい手続きが掛かるのですかという質問です。

同じく方法書を作り、準備書を作ると思いますが、道の方からは、道の形式に則っていないから、もしやり直すのであれば白紙からですと言われてしまうかもしれません。しかし、仮に道アセスで進めていたとしても同じようなものを作っていたわけですね。では、自主アセスではここまで進みましたが、道アセスだとすれば、加えて何が掛かるのか。あるいは調査項目がもっと増えるなど、そのような違いがどうなのかという質問です。

大して変わらないのであれば、ここで1kWの差をどうこう言うことはないでしょうし、自主アセスでも十分に調査していますということであれば、取り立てて実態面は変わらないので、あまりとやかく言うことはありませんが、1kWの差で大きく手続きが変わるのであれば、少し心配だという、そのような質問です。

**【株式会社建設環境研究所 石綿氏】**

調査面については、そういった意味ではあまり変わりませんが、あとはやはり時間的な問題です。

**【菅澤会長】**

意見を求める手続きに時間を要するということですね。

**【株式会社建設環境研究所 石綿氏】**

そうですね。手続きの関係で道アセスの方が、時間が掛かってきます。

**【菅澤会長】**

今回は自主アセスの報告は石狩市だけですか。道にはしないのでしょうか。

**【株式会社建設環境研究所 石綿氏】**

石狩市だけです。

**【菅澤会長】**

そのような意味で純粋な手続き的な負担だということですね。では調査方法、項目はそう変わらないと考えて良いですか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

今回はほぼマックスで調査をやらせていただきましたので、大きくは変わらないです。

【菅澤会長】

はい、ありがとうございます。少し私の方で先走ってしまいましたが、まずは騒音、低周波の方からお話しさせていただきます。高橋副会長、どうですか。

【高橋副会長】

はい、時間がないので簡単に。まず、風車の騒音で問題になります純音成分とスイッチュ音についての記載等々がないのですが、そちらについては検討されていますか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

こちらについては、先般、騒音に関する環境基準の評価マニュアルに、スイッチュ音というものは、それほど影響がないのではないかという記載がありましたので、今ここでは検討してございませんが、例えば、地域の住民の方から、気になるなどという申し出があれば、改めて調査し、純音成分なども解析して検討していきたいと考えております。

【高橋副会長】

純音の方については、使用する機器に純音的な記載等はないのでしょうか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

今、こちらの準備書の中でということですか。

【高橋副会長】

準備書と言いますか、おそらく、使う風車が決まっていると思うのですが、そういったところに、基礎的なデータとして、そのような純音云々というところがあるのではないかと思います。どうでしょうか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

そうですね。当然そのような記載はございます。

【高橋副会長】

そういった記載があるのであれば、その純音を考慮した評価法も必要になってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

わかりました。これは先ほどの繰り返しになってしまいますが、住民からの苦情などがあった場合は、改めて検討していきたいと考えております。

【高橋副会長】

もう一点、179ページの残留騒音レベルの調査を3日間ほどやっていますが、ぱっと見た感じ、値がバラついているように見受けられます。このバラついている原因は何でしょうか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

おそらくおっしゃっているのは、1日目の夜間の部分ですね。確かに大分低いとは思いません。

【高橋副会長】

その分、3日目の夜間が高いですね。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

そうですね。3日目のときが高く、これの原因を調べますと、やはりバックグラウンドとしては風の影響が大きい状態となっております。

【高橋副会長】

風は適正範囲内で調査をしているわけですね。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

もちろんそうです。

【高橋副会長】

それでこれだけバラつくのですか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

そうですね。

【高橋副会長】

当然わかっているとは思いますが、今の新しい評価法になりますと、残留騒音プラス5dBという考えで、残留騒音自体の値が相当影響してくるわけです。ですから、例えば、この夜間46dBがないとしたら、実は平均としてはもっと下がります。元々の残留騒音が下がると、基準もおそらく45dBなどに下がってきます。そのため、やはり残留騒音だとその辺り

に注意して測らなければならないのではないかと考えています。感覚的には残留騒音がそれほど変わるようなものであれば、除外特定音として、おそらく除外しなければならないと思います。

あと、一般的な考えとして、場所はわからないのですが、通常はやはり昼間より夜間の方が残留騒音は低いと思います。やはり生活的な音がないので、そのようなイメージがあるのですが、これを見たときに、特に3日目の夜間が高いというところがよくわからなかったので、もしそういったものを記載できるのであれば、そういったご説明もしていただけると、もう少し読んだときに理解できるのではないかと考えています。これだけ見てしまうと、残留騒音がきちんと取れているのかという不安が非常にありました。

**【菅澤会長】**

では、騒音、低周波音に関して、ほかにご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。それでは動植物の関係でご意見、ご質問をお願いします。

**【長谷川委員】**

事業の立地場所を変更されている理由は、ハイタカの影響でしたよね。

**【株式会社建設環境研究所 石綿氏】**

はい、そうです。

**【長谷川委員】**

ここでは詳細なデータは挙げられていないのですか。

**【株式会社建設環境研究所 石綿氏】**

はい。

**【長谷川委員】**

場所を移動したということですが、おそらく、その内容からいくと、元々の設置地点のかなり近いところに巣があったということですね。

**【株式会社建設環境研究所 石綿氏】**

はい、そうです。

**【長谷川委員】**

ただ、離しても、結局風車2基の間にあるのではないかと考えていますが、実際に工事のときなどの影響も考えられますし、追って、事後の影響も抑えるなどの配慮は考えられています

か。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

そうですね。事業の進捗を踏まえて、その辺りは今後検討していきたいと考えております。

【長谷川委員】

それは工事中などにも様子を見てという意味で捉えてよろしいですか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

そうですね。トータルで検討していきたいと考えています。

【長谷川委員】

あと、今回紹介していただいたデータで言うと、218 ページの春の渡りの方は、確かにルート傾向が見られないので、どれくらい利用しているのかは少しわかりづらいですが、ただ、これも結構貴重なデータと言いますか、この辺りをかなりうろうろしていて、広く利用していると考えられると思います。この辺りも含めて、事後や工事期間中も含めて、何か少し見ていただければと思うのですが、実際にはハイタカも含め、やはり調査地点はそれなりに貴重な生息地だと理解されるのではないかと思うので、衝突確率だけを出せば、それほど高くないかもしれませんが、この辺りは、少なくとも経過を見る配慮が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

わかりました。その辺りは今のご意見を踏まえまして、事業の進捗など総合的に勘案して検討していきたいと思っております。

【長谷川委員】

あともう一点。15 ページの工事車両のルートを変えた理由は、これも何か環境に配慮してという説明でしたが、以前はもう少し国道沿いに上がって、海から近いところから計画地に入る予定だったのですよね。

【望来古平風力発電株式会社 村井氏】

はい、そうです。

【長谷川委員】

ここの変更理由は、もう少し具体的に言うとどのようなものですか。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

おっしゃられたとおり、一般国道の 231 号線を北上して、既設のエコパワーさんの風車の手前を右に曲がりまして、道道 527 号線に向かうというルートを方法書段階では検討していました。ただ、右折箇所のカーブが急すぎるということから、かなり改変と言いますか、道路の拡幅工事が大規模になってしまうという調査結果が出たため、南側のルートを選定させていただきました。

**【長谷川委員】**

南側の新しいルートは、どのような環境ですか。林が多いのでしょうか。ここの新しいルートに関しては工事車両を通すための改変は特にいらないのですか。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

今、詳細の調査はやっている最中ですが、障害物の撤去でいけるのではないかということで、方法書段階で計画していたルートより環境の影響が小さいと見て取れたため、このような計画にさせていただいたということです。

**【菅澤会長】**

そのほかの点も含めてご意見、ご質問はありませんか。

**【高橋副会長】**

一つよろしいですか。この風車のカットインとカットアウトの風速は何 m/s ですか。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

資料が手元にないので、はっきりとはお答えできないのですが、確かカットインが 3m/s、カットアウトが 25m/s だったと思います。

**【高橋副会長】**

先ほど問題になったとき云々という話で、これは特に低周波音の話ですが、今回の低周波音の調査の数値をみると、それでなければ測れないということもあるのですが、風速 1m/s などのところで測っていますね。実際に風車が建ったとして、風速 1m/s では回りません。実際は 3m/s 以上にならないと回りませんね。では、そのときに問題になったから測定したということになったら、特に風の影響が事前の調査とは大分違う数値になると思います。そのようなこともあるので、そういったところをどのように考えて調査していたのかというところが若干気になりました。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

低周波については毎時間測っているような感じです。

【高橋副会長】

そうではなくて、風車が回っていない状況を想定して測るのか、風車が回るということ想定してバックグラウンドを測るのかということところです。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

おっしゃられているのは、残留騒音のような形ということですか。

【高橋副会長】

残留騒音もありますが、残留騒音の方は申し訳ないですが、当たり前だと思うのです。先ほど言った、3 m/s から何 m/s で適正な風速があるので、基本、それに近いところで騒音の測定をするということは大前提だと思います。逆に言えば、それから外れた音は使わないくらいのイメージでないと、実際に評価するときにも騒音のレベルを取るのは、その間の風速以外の数値は使いませんよね。となると、予測値も実際にはその間の風速のものを取るべきだと、特に騒音についてはそうだと思います。

ただ、低周波音については、風が吹くと低周波領域が非常に上がるため、やはり測るのが非常に難しいので、差し当たっては、今は風のないときの状況を押さえているということなのか。それとも、例えば、実際3 m/s 以上のところをバックグラウンドとして押さえて、それに対してどれくらい上乘せがあるのかということを考えるのか、そのどちらで考えているのかということところです。考え方の話です。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

考え方ですね。

その地域を代表するというので、ある程度風が強いときを狙って調査はしております。

【高橋副会長】

低周波についてですね。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

低周波のときも同じです。

【高橋副会長】

そうですね。測ったときをみると1 m/s などの数値だったと思いますが。

【菅澤会長】

192 ページですか。

【高橋副会長】

そうですね、192 ページです。大体现地はすべて1 m/s くらいですよ。

【菅澤会長】

それではそもそも風車は回らないということですね。

【高橋副会長】

おそらく、1 m/s ではカットインにならないわけですよ。となるとこれは、極端に言う  
と、風車が回らない状況の暗騒音レベルということです。実際、そこまで細かい記載はない  
と思いますが、おそらく、一般の方はわからないことが多々あると思うので、その辺りはか  
なり親切にと言いますか、丁寧に説明できるような形で調査や評価を行っていただければ  
良いのではないかと思います。

【株式会社建設環境研究所 石綿氏】

わかりました。

【菅澤会長】

石狩市としても意見を表明する機会はないのですよね。これが最後ですよ。

【事務局 中村主事】

ないです。

【菅澤会長】

皆様、その前提ですが、ほかによろしいですか。

【尾形委員】

先ほどの工事車両のルートに関する意見ですが、当初計画していたところが、道路の改変  
が必要だということであれば、今現在計画しているところの方がもっと入り難いのではな  
いかと思います。

ここは非常に狭い道だと思います。近隣の道路の沿線には農家が並んでいますし、農家さ  
んも多く、福祉施設、老人施設等々も多いです。ゴルフ場に抜ける道や石狩の中でも有名な  
カフェがあったりして、意外に交通量があり、田舎の割には車が通るところで、大型車両が  
通るとすれ違えないような道のため、本当にこちらの方が良いのか、きちんと見て計画してく

ださっているのかという疑問が一つ。それから、先ほど来から一番近い住民から苦情があったら対処をするというご説明ですが、具体的にどのような対処をすることが可能なのかということをしり聞かせていただけたらと思います。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

搬入路の変更の件については、風車の部材を運搬するのは夜間の車通りの少ない時間帯に運搬させていただくことになっております。こちらの方が良いと判断させていただいたのは、専門の運搬業者さんが実際に道路等々、周りの状況なども含めて調査しているものですので、こちらの方が工事等々による改変面積が少ないという部分については、妥当性があると思います。

**【尾形委員】**

改変面積が少ないということは、多少の改変はあるということですか。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

今、南側のルートへの調査については、全部がはっきりと決まっているわけではないので、具体的などころまで申し上げることはできませんが、少なくとも、方法書段階で選定していた運搬路の大規模な改変工事に比べると、少なく済むというように聞いております。

また、苦情の原因が何かということがわからないと、何をするかという対策は答え難いものですから、今ここでどうこうと答えるのは難しいです。

**【菅澤会長】**

全国的によくあるのは眠れないなどですね。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

例えば、そういった苦情があったとして、私どもの風車が起因するということであれば、住居の窓などの構造を防音にするなどということは考えられると思います。

**【尾形委員】**

風車側の技術的な対処ではなく、住民側の住居などの対処という発想でということですか。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

今は一例として、周辺の状況や苦情の内容などというところで、手っ取り早くと言うと良くありませんが、例えば、そういったようなことでなければ、対応しきれないということになれば、そういったことも検討していかなければならないと思っております。

**【尾形委員】**

それから、焼肉屋さんがあるとおっしゃっていたのですが、この周りは結構別荘が建っていて、夏場だけそこで生活されている方や、夏場だけそこでお店をやっている方もいます。その辺りの調査はされていますか。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

焼肉屋さんの周辺ですか。

**【尾形委員】**

ほぼ同じ地区です。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

望来の海岸線側の方にそのような別荘地域があることはわかっておりますが、そこに対して何か追加の調査をしたというようなことはありません。

**【尾形委員】**

焼肉屋さんからそう何 km という距離は離れていないと思うので、条件としては同じだと思いますが、どうでしょうか。

**【菅澤会長】**

数百 m の差なので、本当に隣などでなければ対象にならなかったということですかね。調査された限りでは、焼肉屋さんの 100m、200m 周辺にそのような別荘があることは確認していないということですね。

**【望来古平風力発電株式会社 村井氏】**

私どもの方では別荘がその近くにあるということはお見受けしていないというのが実情でございます。

**【浜尾委員】**

その地区を知っているのですが、その焼肉屋さんから一番近い別荘地と言いますか、固まった集落から大体 3 km くらいは離れているのではないかと思います。

**【菅澤会長】**

補足ありがとうございます。

**【加藤委員】**

あと、運搬の道路につきまして、私はこの右岸地区で育ったものですから、やはり今の計画の方が、どちらかと言うと夜間運搬するのであれば、安全かと思えます。確かに農村地帯に福祉施設がありますが、夜間であれば良いのではないかと思います。

**【菅澤会長】**

はい、ありがとうございます。では、大分時間を掛けてしまいました、以上でよろしいですか。ありがとうございました。

続きましては、(仮称)石狩放水路風力発電事業について、株式会社市民風力発電様より、お願いします。

**【株式会社市民風力発電 奥田氏】**

市民風力発電の奥田と申します。よろしくお願ひいたします。私の方から事業の概要についてご説明させていただきまして、そのあとアセスの方に関しまして、気象協会の魚崎さんからご説明いただきます。

では、お配りしている方法書を見ながら概要をご説明いたします。まず2ページのところからですが、事業の目的は環境負荷の低減、持続可能な社会の構築への貢献という部分が一つ目。当社の関係の既存風車でも取り組んでいます、環境教育の充実などへの協力ということが二点目。三点目といたしましては、売電も行いますが、その売電収益の一部で地域に貢献できないだろうかということはこの案件でもやっていきたいと考えております。そういった目的の中での事業となっております。

次に2.2.3の発電機の出力は1,650kWと記載させていただいていますが、これは現在建っている既設風車を撤去して、その近くに別の事業として新たに設置するという位置付けとなっております。その中で、出力としましては1,650kWとなっております。この点は、後で5ページの方で別の情報とともにご説明いたしますので、少し飛ばさせていただきますが、ここに風車を1基建てまして、北海道電力さんの配電線と繋いで、売電するという事業となっております。

次のページをご覧くださいと、地図が出ていますが、設置場所は放水路沿いの保安林側に寄ったところの赤い丸の場所となっております。

それから、4ページに概略の工程を含めて予定を書かせていただいておりますが、来年の春頃に着工できればと考えております。運転自体は試験、調整等々を踏まえまして、翌2021年の冬、若しくは3月頃を目処に運転開始に入りたいと考えております。

次に下段の建設工事に伴う発生土等についての処置ですが、風車を建てることによって出てくる残土については、可能な限り事業実施区域内で処理するという考え方で進めておりまして、伐採した木などもなるべくリサイクルして、活用できる部分は活用し、どうしようもない部分については産業廃棄物として処理するという考え方です。

次の5ページに今回の風車の概要を書かせていただいておりますが、大きさにつきましては、風車の羽根の回転軸までの高さが85m、ブレードの回る直径が92m、出力が2,350kWですが、北海道電力さんとの契約もありまして1,650kWに出力を下げていることとなっております。

あとはカットイン風速2.5m/s、カットアウト風速は、風速が強くなると徐々に出力を下げていくということで、28m/sから34m/sという幅を持つ記載となっております。

以上が事業の概要ですが、撤去については別途実施ということで、事業も別になりますので、この方法書には記載しておりません。可能であれば、建設の時期と重なるような形にするのかなど、撤去の時期についてはまだ検討している段階にあります。

以上が事業概要です。続きまして、アセスの説明をお願いします。

#### 【一般財団法人日本気象協会 魚崎氏】

日本気象協会の魚崎と申します。引き続きご説明させていただきます。9ページをご覧ください。本事業に関する環境影響評価の項目として、一覧にまとめております。

テレビの電波障害に関しましては、今回同じ事業者がこの地区で進めております、石狩コミュニティウインドファーム事業、こちらは丁度稼働し始めたところですが、その事前調査の段階で、こちらの地域に関しましては、電波障害が予測されない地域であることがわかっており、そういった点から影響はないと判断し、項目として非選定としております。

そのほか、騒音、超低周波音を含む低周波音、風車の影、動物、植物、景観という項目について、選定してございますので、それらの内容につきまして、次のページからご説明させていただきます。

10ページから騒音の調査項目の手法をまとめてございます。調査地点としましては、12ページに地点図がございます。今回の計画地、風車の位置は赤丸の場所ですが、そこから距離的に近い、それぞれの地区の最寄りのポイントとして3地点を調査地点として選定しています。調査の期間は11ページの一番上に記載しています。2季節に3日から4日間の調査を実施したいと考えており、その上で、ISOの式に基づいて予測し、評価に関しましては、先ほど来からお話がございます、環境省から出されている新しい指針に基づいて評価いたしますのと、こちらの地域周辺には環境基準の類型指定地がございますので、そういった点から、環境基準との整合性についても評価したいと考えております。

続きまして、低周波音の調査手法につきましては、13ページからまとめてございます。調査地点は基本的には騒音と同じ地点で行います。期間も同じです。そのため、地点図等につきましては、先ほどの騒音の図をご覧くださいと思います。

評価手法に関しましては、14ページに記載しています。低周波音に関しましては、基準等はございませんが、こちらに記載しております「超低周波音を感じる最小音圧レベル」、「建具のがたつきが始まるレベル」、あるいは「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」等を参照値として比較させていただきながら、評価したいと考えております。

次の 15 ページからは風車の影の調査項目です。基本的には机上検討で影がどのくらいの時間掛かっているかということを検討してまいります。評価に関しましては、やはり影についても国内には基準等はありません。唯一、ドイツで指針値がございます。その指針値と比較することで評価していきたいと考えております。

16 ページからは、動物の項目です。こちらは冒頭にご説明しましたとおり、同じ事業者が環境影響評価法に基づき、アセスを実施しており、その中で網羅的な動物と植物の調査を実施しております。その範囲内に含まれる事業のため、基本的に現況値としましては、そちらの調査で実施したものをまとめ直すということで、整理したいと考えております。

18 ページには実施済みの調査項目と手法を書いております。やはり法アセスに基づいて実施しておりましたので、かなり網羅的な内容になっていると思います。実施した期日につきましては、19 ページから 20 ページにまとめております。こちらに関しましてもかなり長期間に及ぶデータがございますので、これらを基に調査結果をまとめ、評価していきたいと考えております。

22 ページからは植物です。こちらと同じでございます、24 ページに植物調査の実施時期、過去実施した期日がございます。春、夏、秋に調査をしておりますので、それらのデータを参考に予測評価をしてまいりたいと思います。

最後に景観です。景観に関しましては 27 ページ、28 ページにまとめております。周辺の主要な眺望点からの見え方ということで、今は大分風車も増えまして、以前からの景観も変わっております。その現状の写真撮影をもう一度しまして、それに対して、1 基の風車が建て替えられるという前提で、景観がどのように変わるかということの評価してまいりたいと思っております。説明は以上です。ありがとうございました。

**【菅澤会長】**

はい。ありがとうございます。この 3 本の風車を建てたときには、法がなかったので、アセスの対象ではなかったと思いますが、かなりの長い年月建っていたと思います。

これは事業者さんへの質問ですが、この間の苦情など、被害報告などはなかったのですか。

**【株式会社市民風力発電 奥田氏】**

風車全般にわたってということですか。

**【菅澤会長】**

最近の新しい方ではなくて、この 3 本の放水路沿いに建っていた風車は、もう 20 年くらい経っていたでしょうか。

**【株式会社市民風力発電 奥田氏】**

15 年くらいですね。

【菅澤会長】

この間の苦情などについて、事業者に寄せられた、それに対処したことなどはありませんか。あるいは鳥の衝突など、そういったものはなかったのでしょうか。

【株式会社市民風力発電 奥田氏】

風車の事業についての苦情はないと思いますが、鳥に関しましては2005年の冬にオジロワシが当たったということがございます。

【菅澤会長】

その1件を認識されているということですね。わかりました。

では、何の件でも良いので、ご質問をどうぞ。

【高橋副会長】

まず既設のものを壊して新しいものを建てるという計画ですが、基礎などは今のものを使うということですか。

【株式会社市民風力発電 奥田氏】

今の基礎を使ってということですか。

【高橋副会長】

はい。あるいは、基礎も全部造り替えを考えているのでしょうか。

【株式会社市民風力発電 奥田氏】

そうですね。基礎も含めて完全に別事業になりますので、基礎については使うことはありません。

【高橋副会長】

先ほど説明がありましたが、やはりそうなってくると、その辺りの廃棄物などについて、ここに書く、書かないは別として、注意してやっていただきたいと思います。

【株式会社市民風力発電 奥田氏】

はい。

【高橋副会長】

それから、騒音、低周波というところですが、今の国の風車については経産省でしたか。ど忘れしてしまいましたが、風車のアセスを所管しているのはどこでしたかね。

【菅澤会長】

環境省ですね。

【高橋副会長】

いや、アセス自体はそうなのですが、環境項目などを考えるのは各省庁がやっているはず  
です。

風車の環境項目などを、国の方である程度検討したもの、及び道の環境アセス等々の調査  
項目が書いてあるものはいくつかあると思いますが、それを調べていただきたいのですが、  
基本的に私の知識の中では、騒音という項目はあるが、低周波音という項目は、今はないの  
ではないかと思えます。基本的には騒音と超低周波という形で、先ほどの事業者の方のよう  
に「超低周波音（低周波音を含む）」とするのであれば何となくわかりますが、昔は低周波  
音でずっとやっていて、決して低周波音がだめだと言っているわけではありませんが、今は  
おそらく、こういったアセスの項目としては、一般的には超低周波音という使われ方のほう  
が多いような気がします。

確か国の中でも項目としては超低周波音となっていて、道の方も超低周波音となってい  
たと思えます。一つの考え方としては、騒音の評価法が出た段階で、全体として聞こえる音  
については騒音で評価しましょうという流れになっている。そうなってくると、実は今、低  
周波音の聞こえる領域は非常に曖昧な扱いになっているのです。そのため、それよりも聞こ  
える部分と聞こえない部分という形で分けているのかと私は思っていますが、最近の書き  
振りとしては、騒音と超低周波音という書き振りが多いと思えますので、できればそのよう  
に変えた方が良いのではないかと思います。住民の方からすると、より広く調査していただ  
いた方が良いと思えますし、実際にやる内容、調査項目は、低周波音を含めてやっていただ  
いて全然構いませんが、書き方が若干気になりました。

【一般財団法人日本気象協会 魚崎氏】

ご指摘のとおりでございまして、自主アセスレベルの項目のところに記載させていただ  
きました過去のマニュアル等が、低周波音という古い記載になっており、それに合わせた形  
になっておりますが、おっしゃるとおり、今はアセス法等の項目としての正式名称は超低周  
波音となっております。その辺りの記載としては、誤解のないような形に記載しながら、評  
価としましては、超低周波音領域との比較だけでなく、低周波音としての圧迫感の指針値も  
ございますので、そういったものと幅広く比較して、評価していきたいと思えます。ありが  
とうございます。

【菅澤会長】

ほかにどうですか。

**【長谷川委員】**

よろしいですか。ざっくり言ってしまうと今回は動植物の調査はしないということですよ。

18 ページから 20 ページ辺りに挙げている調査は、いつのどの事業の調査ですか。7 基建てたときの調査ですか。

**【NPO 法人北海道グリーンファンド 小林氏】**

はい。

**【長谷川委員】**

そのときのデータがあるので、今回のリプレイスに合わせての調査は必要ないということですかね。風車はこの先もリプレイスのたびに過去のデータを使い回すという方針でしょうか。

**【一般財団法人日本気象協会 魚崎氏】**

今、ご覧いただいた 19 ページ、20 ページにございますとおり、比較的今回は年次が最近のものでございましたので、そのデータがまだ使えるのではないかと考えておりますが、今後仮に、コミュニティウインドファームの風車などをリプレイスとなると、20 年後になるので、当然のことながら、その間の時間的な評価というものは当然必要と考えておまして、いつまでも同じものを使うという意図ではございません。

**【長谷川委員】**

大体何年ぐらい使われれば再調査が必要だとお考えですか。

**【一般財団法人日本気象協会 魚崎氏】**

明確な数値の感覚はありませんが、やはり大きく環境が変わってきているかどうかということが、一つの判断材料になるのではないかと思います。

**【長谷川委員】**

そうですね。私もそのように思います。おそらく年度の感覚ではなく、大きな変化があったかどうかですよ。そのような意味では、このときの調査から、非常に大きな変化がありますよね。7 基の風車が建っているということです。むしろ、私は今回、会社名は違いますが、同じ事業者さんが作られるのであれば、それこそ累積評価が可能だと思います。前回のデータもあるし、ほかの 7 基追加されている風車のデータも取れるわけですよ。

今回のリプレイスは 1 基ですが、だからこそ、影響も含めて、累積的影響の評価も同じ会

社としてできるはずですし、7基が一番大きな環境の変化だと思うので、その意味では事後評価になると思います。全域でなくても良いと思うのですが、私はむしろそれをやるのが、この環境を配慮するという事ではないかと思うのです。

自主アセスとは何かということで、それは法に則っていないからということであれば、率直な話、調査しなくても良いと思いますし、何かきちんと配慮して、自主的にアセスをするということであれば、むしろ累積的评价あるいは事後評価を御社でやるということが一番の意義ではないかと思いますが、その辺りはいかがですか。

**【一般財団法人日本気象協会 魚崎氏】**

ご指摘ももっともだと思います。特に、先ほど事業者からもありましたとおり、鳥の影響などは現実に現状の風車でも出ておりますし、新しく7基建設されたあとの事後調査でもバードストライクの調査などは行っていくこととなっています。その中でおっしゃるように7基建ったことで、特に影響の出やすいと言われる鳥類などに関しましては、やはり飛翔状況の変化などがあるかどうかなど、調査させていただきたいと思います。それがあつて意味、この最新の現況値になると思いますので、そういったところから、おっしゃるように累積的な影響も考慮しながら評価するようにしたいと思います。

**【長谷川委員】**

前回の調査データを使えるのは逆にメリットだと思います。だからこそ比較もできるし、変化も見られると思います。そのような意味では、丁寧に環境に配慮しながら事業を続けるという前例になっていただきたいぐらいですが、これをこのままで良いということになると、それこそどれくらい間隔を空ければということになります、別にリプレースのたびに過去のデータを使い回せば良いということにもなり兼ねないと思います。

そして、このときのデータを使ってどの風車の影響を評価するかだと思います。もしこのときのデータを使って、今回建てる1基だけの影響を評価するとしたら、それは当然おかしいですね。使っているデータは7基建てるもので、最初はもう少し大きかったかもしれませんが、10基くらい建てる時の影響評価を使って、今回リプレースするのは1基だからと言って、その1基はあまり影響ありませんという評価書になるのは、まったくおかしいと思いますし、その理屈で過去のデータを使うのであれば、すべての風車の影響を調査するべきだと思います。

**【一般財団法人日本気象協会 魚崎氏】**

ご助言ありがとうございます。実際の評価に使う調査データは当然のことながら、事業地周辺のデータを抽出することで、現況を過小にしすぎないということで、きちんと評価していきたいと思っております。

【菅澤会長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。では、ありがとうございました。

続きまして、(仮称) ZED 石狩発電設備について、京セラコミュニケーションシステム株式会社 様よりお願いいたします。

【京セラコミュニケーションシステム株式会社 野田氏】

京セラコミュニケーションシステム株式会社の野田です。よろしくお願いいたします。

評価方法書の第2章、事業の目的及び内容を私から、第3章の環境アセス関連を建設環境研究所の瀧本氏よりご説明させていただきます。

それでは第2章より、私からご説明させていただきます。ページといたしましては、括弧書きのところで読み上げますが、まず3ページ目の対象事業の目的をご覧ください。時間の都合上、説明は割愛させていただきますが、下から5行目のところです。本事業は北海道及び石狩市の協力のもと、再生可能エネルギー100%で運営するゼロエミッション・データセンターを石狩市に建設し、再生可能エネルギー発電による電力供給とデータセンターの電力需要の一体運用を行う計画です。本データセンターは、太陽光、風力、バイオマスで発電した電力を自営線で結び、発電所から直接供給する計画となっております。

次の4ページをご覧ください。対象事業の名称は(仮称) ZED 石狩発電設備となっております。

5ページは位置図となっております。場所としましては石狩市新港南に計画しており、国道231号線と茨戸川の間となっております。

6ページをお願いします。緑色で示しております工業地域内に建設を予定しております。

次の7ページです。赤色の2点破線で囲んだ敷地、約6haを購入いたしまして、敷地のほぼ中央部に風車を1基建設いたします。

8ページ目は風車の概要となります。発電機の出力は2,300kW、ブレード枚数3枚、ローター直径71m、ハブの高さ64m、最高高さは99.5mの設備となります。

9ページです。工事概要としまして、風力発電機設置における主要な工事は、造成基礎工事、風力発電機据付工事、電気工事(自営線工事等)、そのほか試運転等がございます。工事工程としましては、2019年8月ごろから、自営線を含めた電気工事に着手する予定となっており、2020年4月から造成基礎工事、また10月から風車の据付工事を行ってまいります。試運転及び本稼動につきましてはデータセンターの建設時期とも合わせまして、2021年を計画しております。

廃棄物につきましては、再資源化に努め、最終処分量を極力減らすよう努めてまいります。また、各種法規制に基づき、適正に処理する計画です。残土につきましても、可能な限り再利用に努め、切土量、盛土量のバランス調整によって、極力発生させないよう努めてまいります。

交通に関する事項としまして、機器の搬入ルートは、次のページに示させていただきます

が、石狩湾新港より北海道道 225 号線、小樽石狩線から国道 231 号線を経由し、搬入する計画とさせていただきます。

では、第 3 章からは瀧本よりご説明させていただきます。

#### 【株式会社建設環境研究所 瀧本氏】

調査手法等は先ほど石狩市さんから項目の概略を説明していただきましたが、調査地点等も踏まえて簡単に掻い摘んでご説明させていただきます。3 章は地域概要ということで、4 章の方でお示しいたします。

括弧付けの 120 ページが調査項目となっております。先ほどご説明がありましたが、騒音、超低周波音、動物、特に鳥類、それから景観、電波障害、シャドーフリッカー、植物、この 7 項目について調査いたします。

騒音ですが、地点は 125 ページ、こちらに調査地点を示してございます。計画地から一番近い住居等ということで、茨戸川を挟みまして対岸側に 2 軒ほどございますが、これもおそらく農家さんだったと思いますが、その内の 1 軒で、できれば住居の近くをお借りしてやりたいと考えております。調査時期は年間の風況を踏まえまして、1 季の調査を実施する予定です。騒音、超低周波音ともにこちらの地点で調査して、予測評価を行う予定です。

続きまして、鳥類は 126 ページ以降にお示ししております。調査時期等は希少猛禽類について意識した調査を 2 月から 8 月に月 1 回程度を 7 回。それから渡りの季節は春、秋、2 回ほど調査の実施を予定しております。調査地点は 128 ページに示しておりますが、風車予定地を囲むような形で、2 点程度の地点を置き、調査していきたいと考えております。

景観についても、想定しています地点を 131 ページに示しております。資料整理、それから自治体さん等のヒアリングも踏まえまして、周辺の景観資源となり得る地点を 4 地点程度選定いたしまして、景観写真を撮って、フォトモンタージュを行います。これについては、四季に応じた写真を撮りまして、フォトモンタージュを作っていく予定でございます。

あと、地点等はないと思いますが、シャドーフリッカー、それから植物なども調査いたします。シャドーフリッカーは机上検討、それから植物につきましては、建設予定地は工業地域内ということで現状雑草が生えており、資材を置いている所ではありますが、こちらに何の植物が生えているかを確認して、調査を進めてまいりたいと考えております。

このような調査を行いまして、最終的には準備書という形でまとめ、先ほど事業者様からご説明がありましたスケジュールに従い、アセスを進めてまいりたいと考えております。以上です。

#### 【菅澤会長】

ありがとうございます。それではご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

**【高橋副会長】**

騒音、低周波音、超低周波音についてですが、一応、1季だけの調査を考えているということですが、通常、夏と冬で風向きが違うと思います。こちらの風向を見ると、やはり風向が明らかに夏と冬で違う傾向が出ているので、できれば最低2季やっていただいた方が良いのではないかと思います。時期的な問題などがあると思いますが、その辺りは、少し検討いただけないかと思いました。

**【株式会社建設環境研究所 瀧本氏】**

そちらの方も少し検討したいと思います。

**【菅澤会長】**

ほかにごいませんか。

**【長谷川委員】**

よろしいですか。あまり詳しい情報があるわけではないので、わからないのですが、コウモリの調査の予定はありませんか。

**【株式会社建設環境研究所 瀧本氏】**

そういった質問もあるかもしれないと想定はしていたのですが、現状あまり木も生えていない場所ということで、今のところ想定していませんが、色々と調査を進めていくうえで、そういった調査をすべきような兆候がございましたら、今後も検討していくということで考えております。

**【長谷川委員】**

ここはやはり、1基は1基で、ほかにも近くにあるということはあると思いますが、環境としては、川沿いは特に鳥など、移動性の生き物がよく使うので、川の間際や防風林の間際は、ほかで出ている影響とは違うものが心配されると思います。

ここの定点は視野が広い、見晴らしが良いところですか。

**【株式会社建設環境研究所 瀧本氏】**

そうですね。予定地をきれいに見られると言いますか、見晴らしは良い地点でございます。

**【長谷川委員】**

特に放水路自体もそうだと思いますが、放水路も、このようなところを辿って、鳥などがそれぞれ通ると思います。川は重要なので、この場所が開けていたとしても、移動経路としては、環境的に気になるところですので、川沿いを移動して使う生物を対象とすることを検

討していただければと思います。

【株式会社建設環境研究所 瀧本氏】

コウモリはなかなか評価が難しいところではございますが、頂きました意見も踏まえ、川沿いの生き物というところも留意しながら調査を進めてまいりたいと思います。

【菅澤会長】

ほかにありますか。よろしいですか。ありがとうございました。

では、最後になります、(仮称)石狩発電所(風力発電所)について、北海道ガス株式会社様より、お願いいたします。

【北海道ガス株式会社 新庄氏】

北海道ガスの新庄と申します。本日は貴重なお時間を頂きありがとうございます。私どもの(仮称)石狩発電所(風力発電所)の中身についてご説明させていただきます。

方法書がお手元にあるかと思いますが、2ページ目の対象事業の目的のところ、私どもはご案内のとおり、都市ガス事業を石狩を含めた札幌近郊、小樽、函館、千歳、北見で展開しておりまして、都市ガスのお客様が現在約58万件おいでになります。それからもう一つ、2016年から参入いたしました電力事業にも、私どもは参画しておりまして、電気のお客様が北海道内で14万件いらっしゃいます。

そのような中で、私どもは電気とガスのベストミックスを含め、各ご家庭、あるいはビルなどの省エネルギーを進めるというような総合エネルギーサービス事業という取組みを、現在進めております。その中でも特にこの再生可能エネルギーに非常に注目しておりまして、例えば、この石狩市では1,200kWの太陽光発電や、これも関連会社ですが、木質バイオマス発電など、そういったプラントも色々と手がけてきています。

そのような中で、今回、風力も何とか検討できないかということで、現在検討を進めている状況です。

3ページ、4ページ目が対象事業の内容です。現在、2,350kWの風力発電機を1基、建設できないだろうかと考えてございます。

対象事業の実施区域は4ページ目です。ここは弊社が石狩LNG基地として使っている、弊社の所有地でございまして、少し脱線しますが、歴史を申し上げますと、昭和63年にこの辺りの土地を購入させていただき、当時、都市ガスは石油系の燃料を改質して作るということをしておりまして、当初はここにそのような都市ガスを作る工場がございました。その中で天然ガス(LNG)への転換が徐々に進んでまいりまして、札幌地区の天然ガスの切り換えが2004年に完了し、一旦、都市ガスを作る工場としては廃止しております。その中で、ご案内のとおり、海外からの液化天然ガス(LNG)の輸入が始まりまして、弊社は同じ場所にLNGの受け入れ基地の建設を始めました。今の形になったのが平成24年、ここにLNGの大

きな船が入る、受け入れ基地となっているという状況でございます。

その中で、先ほど申し上げたとおり、電力事業に参画した中で、この石狩 LNG の敷地の中に、石狩発電所というガスエンジンの発電設備（78,000kW）を建設しております。昨年の秋から実際の稼働を始めております。ご承知の方も多いと思いますが、昨年の9月の胆振東部地震でブラックアウトとなりましたが、そのときは試運転期間中だったのですが、何とか前倒しして、動かしたということもあり、少しだけ役に立てたのではないかという部分もございました。

今回はその拡張と言いますか、それに合わせて、同じ敷地内に風力発電も設置しようといった流れでございます。

それでは、ページを進んでいただきまして、5ページです。今まさに検討を開始しております。もちろん自主アセスもございしますが、事業性の評価や風況の調査など、もろもろ進めまして、来年の9月に着工し、上手くいけば令和3年の11月から運転を開始できればと計画しておりますが、あくまでもこれは計画中ですので、そのような流れということです。

それから廃棄物に関しましては、ここの土地は昔のガス製造プラントがあったところを撤去して、今は更地になっているところですので、残土は多少出ると思いますが、木の伐採などはほとんどないと思います。もし万が一出るような場合は、現行法に基づきまして、適切な処理をしていきたいと思っております。

それから、6ページが、今考えている風力発電機の概要でございます。これはご覧いただければと思います。現在、この風車を置ければということで検討を進めております。

それから、実際の今後の環境影響の評価の内容が10ページ目です。石狩市さんにまとめていただいた資料にもございしますが、私どもとしては騒音、低周波音は先ほどの高橋副会長の話にもありました超低周波も含む形ですが、風車の影、動物、植物、景観に関して調査、評価してまいりたいと考えております。

ここで一点、騒音低周波音、あるいは風車の影のところの記載ですが、この区域は工業専用地域で、それが大体そこから1、2km くらいの範囲で広がっていて、また、その先2km くらいに準工業地域や工業地域などが広がっており、いわゆる住居地域はこの場所から大体4km くらい離れています。

ただ、実際には工業地域や準工業地域などにも住宅を建てることができまして、後ほど少し説明があると思いますが、一番近い民家から約3km の距離になると思っております。

それも踏まえて影響の度合いが、どの程度あるのかということで、確認してまいりたいと考えております。

具体的な評価の中身については、一般財団法人日本気象協会の魚崎さんから、ご説明いただきたいと思っております。

#### 【一般財団法人日本気象協会 魚崎氏】

それでは、11ページから引き続きご説明させていただきます。まず騒音の調査手法です。

騒音に関しましては、12 ページに調査期間を書いております。先ほど高橋副会長からもご指摘がありましたとおり、こちらの気象条件等の季節性を鑑みまして、2 季にそれぞれ調査を3、4日実施したいと考えております。

その調査地点は13 ページに記載しております、3 地点を考えております。これらがこの対象事業実施区域として黒枠で書いてあります社有地から、各方向から最寄りの地点です。距離はほぼ3 km ございまして、その中で一番近いところを選定しているということです。

評価手法に関しましては、12 ページの最後に記載しております、新しい環境省の指針との比較、それから周辺の類型指定地に対する環境基準との比較をしてみたいと思っております。

14 ページからは超低周波音として調査していく項目です。ただ、幅広く低周波音としても、各種の指針との比較をしてみたいです。調査地点は先ほどの騒音と同じ3 地点で、調査期間は14 ページの一番下にありますとおり、騒音と同じ期間に実施してみたいです。

評価手法につきましては15 ページの最下段です。先ほどと同じく基準等はありませんが、こういった各知見との比較を行ってみたいと思います。

16 ページからは風車の影の手法です。こちらにも机上検討を中心に実施し、最終的にはドイツの指針との比較を行います。

17 ページからは動物の項目です。こちらであらかじめお断りしておく必要があろうかと思いますが、本事業の対象事業の実施区域も、先ほどの市民風力発電の石狩コミュニティウインドファーム7 基の調査範囲のところに含まれます。この点を踏まえまして、市民風力発電の方から、環境アセスのデータを提供いただけるという前提となっております。そちらの建設前の調査データを基本的な現況値とするのですが、先ほど長谷川先生からもご指摘がありましたとおり、やはり風車7 基が建って環境が変わっているということもございまして、特に影響が及び得る鳥の部分に関しましては、今回の計画地周辺の飛翔の変化も、こちらの方法書には記載できておりませんが、追加的に確認しながら累積的に評価できるような形で進めてみたいと思います。

それぞれの調査手法として18 ページ、19 ページに記載しておりますのは、先ほどとデータが同じですので、記載も一緒です。同様に20 ページ、21 ページにある調査期間等も同じです。

23 ページからは植物です。こちらにも同様に過去に実施した調査データから、今回の計画地周辺のデータを抽出して評価してみたいと思っております。

最後に27 ページからが景観の調査手法です。28 ページ、29 ページに調査地点がございまして、今回の対象事業実施区域を囲むような形で、周辺の主要な眺望点から、現在の風車が建っている状態をベースに撮影を行いまして、今回新たに建つ1 基についてフォトモンタージュを行い、景観の変化を評価してみたいと思います。説明は以上です。ありがとうございました。

**【菅澤会長】**

それでは、ご質問、ご意見があればお願いします。

**【長谷川委員】**

ぜひ今回もきちんと調査をしていただきたいということは、先ほどと同じですが、ある意味、市民風力発電さんの持っているデータを別の事業者さんである北海道ガスさんに提供するという事は、それはそれで画期的と言いますか、これまでこの環境審議会でも期待していた、先行する事業者さんがデータを次の事業者さんに協力する形で、後発のところは累積的に評価できないものかと言っていたところと絡むのですが、こういうことではないという気がします。

何と云うのでしょうか、前のデータがあるのだから、それを提供して、良い形で使っただいて、それも使う形で、今回は今回できちんと調査して、前のデータを活かして、より良いものにと云うことだと思えます。今の感じだと市民風力発電さんから北海道ガスさんにデータの提供という流れ自体は良いとは思いますが、それであれば、それこそ最初に調査した業者がみんなデータを提供してあげれば、それ以外の事業者さんが、色々楽になるだけの話なので、それをやっている、と、どんどん影響は膨らむのに、どんどん調査が減るだけの話だと思えます。ですが、そうではないと思えます。

風車もたくさん建てば影響も蓄積される可能性はありますが、その代わりデータも蓄積されることで、評価のレベルも上がるということのために、データの共有などを、ぜひ進めてほしいということであったので、そこは前にやっている、ので、それを使えば楽で良いということではやはりどうかと思えます。それであれば、逆に言えば、市民風力発電さんの前のアセス書を読めば、大体ここにどのような軌跡で、どのような鳥が飛んでいたかは載っているわけですし、それしかしないのであれば、むしろこの自主アセスはポーズだけで、評価しなくても良い気がします。しかも、1基だけの評価ということですので、それであれば、やるのであればやるべきだと思えます。

それぐらいでお茶を濁すと言うと失礼かもしれませんが、それでもう一回使って評価するだけであれば、あまり自主アセスとして、こちらでも審査するほどの内容にはならないと思うので、そこはやはり積み重ねの意義を出していただきたいと思えます。

**【一般財団法人日本気象協会 魚崎氏】**

その点、先ほど少し駆け足で説明してしまいましたが、前案件のご指摘も踏まえまして、今回新設する計画地周辺の、今回7基建ったあとの飛翔状況というものは確認しまして、設置前との比較は、今回新たに1基設置することによる影響の予測には非常に重要なデータになるかと思えます。そういった観点で、長谷川委員のご指摘のような累積的な評価をきちんとしていきたいと思えます。ありがとうございます。

**【長谷川委員】**

ここは、花畔の埠頭から、中央埠頭に向かってのところなども、公園的にと言いますか、浜に出られるようになっていませんでしたか。

**【北海道ガス株式会社 新庄氏】**

ここは出られるところではないです。

**【長谷川委員】**

ここは埠頭のところに、海鳥など海洋性の鳥も入ってくるので、やはり内側に計画されていた市民風力発電さんのところとは意味合いが違うと思います。先ほどの川沿いは川沿いでという話と同じで、ここは海に隣接しているので、その評価はやはりこの事業特有の評価が必要だと思います。むしろ立地的に、中央埠頭のところまで立ち入れるわけですから、そこで調査していただいて、貴重なデータを出していただいて、共有という意味では、できることなら、石狩市さんの動植物のデータベースなどに情報を提供して、共有していただきたいと思います。

**【北海道ガス株式会社 新庄氏】**

ありがとうございます。

**【菅澤会長】**

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは以上とさせていただきます。本日予定しておりました議題は以上ですが、ほかにも全体を通してご意見、ご質問等はありませんか。

よろしいですね。なければ事務局からお願いします。

**【事務局 飛鳥課長】**

それでは、最後に審議会議事録についてご確認させていただきます。記録方法は全文記録、それから確認方法は会長、副会長の2名で確認という形とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上となります。

**【菅澤会長】**

本日は長時間にわたりお疲れさまでした。以上を持ちまして、令和元年度第1回石狩市環境審議会を閉会いたします。

令和元年7月3日 議事録確認

石狩市環境審議会

会長 菅澤 紀生

令和元年6月29日 議事録確認

石狩市環境審議会

副会長 高橋 英明